

令和3年度 第1回堺市障害者施策推進協議会（書面開催） 案件（1）～（4）に関するご意見・ご質問について

別紙3

いただいたご意見・ご質問は趣旨を踏まえて要約しており、同趣旨の意見は集約しています。

番号	案件	資料番号	項目	ご意見・ご質問の要旨	市の回答・考え方
1	(2)	2	各委員会の委員（案）	差別解消地域支援協議会における事例検討会の構成委員を教えてください。	本市では、本協議会に「権利擁護部会」を設置し、「障害者差別解消支援地域協議会」として位置付けています。また、「障害者差別解消支援地域協議会」の下に「事例検討会議」を設置しています。 構成委員につきましては、本協議会委員及び臨時委員の中から4～5名選任させていただいており、令和3年度の委員は、これから選任することとしています。
2	(2)	2	各委員会の委員（案）	日中サービス支援専門部会の構成委員の人数が少ないのではないかと。	日中サービス支援型共同生活援助の事業を実施しようとする事業者は、本申請に先立って、通常の事前協議に加え、本協議会に設置した「日中サービス支援型専門部会」にておいて、運営方針や活動内容等を説明し、評価、助言等を受ける必要があります。また、事業開始後も、同様に運営方針や活動内容等を説明し、評価、助言等を受ける必要があります。 同専門部会の委員として現在6名選任し、適正な委員数であると考えておりますが、今後、同専門部会の運営状況、運営内容等をふまえ、必要に応じて、検討します。
3	(3)	4-1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	コロナ禍において、入所施設等への訪問やピアサポートの取組みが難しいことは理解できるが、ICTの活用等の検討している取組みがあれば、教えてください。	現在ICTを活用した交流は行っていませんが、希望する入所施設に対し、タブレット端末を貸与し、テレビ電話などにより、入所者と家族等がお互いの顔を見て会話する手段を確保しています。
4	(3)	4-1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	グループホーム閉所のため施設入所に至った事例が記載されているが、グループホームが閉所しないため、どのような方策をとっているかを教えてください。	本市でグループホームを閉所した事例は少ないですが、閉所にあたっては様々な要因があると考えています。 障害福祉サービスの担い手である人材の確保は、障害福祉サービスを安定的に提供していくためにも重要であることから、本市では、人材の育成や定着を目的とした取組として、グループホームの運営を担うサービス管理責任者等を対象とした障害のある方を講師に意見交換等を行う「グループホーム事業者研修」を実施しています。
5	(3)	4-1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	令和2年度は、コロナの影響で、精神科病院の面会・外出あるいは病棟内へのこれまで通り実施できない状況となっている。入所施設でも直接当事者にお会いすることが難しく、オンラインを含めての取組みやさらなる課題共有の必要を感じている。	新型コロナウイルス感染症の影響により、入所施設・精神科病院ともに、外部からの面談等の受け入れが難しい状況が続いており、本市でも当事者に会えないことは課題であると認識しています。
6	(3)	4-1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	「施設入所支援」について、「減少をめざす」とあるが、減少していない理由を分析できているのか。また、地域移行支援を進めていくにあたっての具体的な取組を教えてください。	新型コロナウイルス感染症の影響により、入所施設・精神科病院ともに、外部からの面談等の受け入れが難しい状況が続いており、本市でも当事者に会えないことは課題であると認識しています。 また、地域生活への移行支援においては、関係機関が連携し、様々な機会を捉えて、個々の状況や今後の希望等を把握したうえで、地域生活のイメージを具体化し、それを伝えていく必要があると考えています。 今後も、各区基幹相談支援センターに設置する地域移行コーディネーターが中心となり、市内の入所施設への働きかけを行い、各施設に合わせて、職員を対象とした研修や、利用者を対象としたピアを活用した取組などを行ってまいります。

令和3年度 第1回堺市障害者施策推進協議会（書面開催） 案件（1）～（4）に関するご意見・ご質問について

別紙3

いただいたご意見・ご質問は趣旨を踏まえて要約しており、同趣旨の意見は集約しています。

番号	案件	資料番号	項目	ご意見・ご質問の要旨	市の回答・考え方
7	(3)	4-1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	事業所への研修について、誰がどのような事業所に対し、実施するのか教えてほしい。 また、「地域生活の可能性について探る」担い手は、基幹相談支援センター、地域移行コーディネーターが中心になるということによいか、教えてほしい。 「ピアを活用した取組み」について、具体的な取組みを教えてください。 「地域生活移行支援会議」の目的等を教えてください。	委員のご意見のとおり、基幹相談支援センター、地域移行コーディネーターが中心となって、地域移行支援の可能性を探り、また、基幹相談支援センター、地域移行コーディネーターが中心となって、各施設に合わせて、職員を対象とした研修も実施します。 さらに、ピアサポーターが寄り添う活動を発信していくことが、地域移行を進めるうえで欠かせないものであるため、地域移行支援を受けている当事者からの報告を予定しています。 なお、「地域生活移行支援会議」は、障害者の地域生活への移行に必要な体制整備に向けて、関係機関の連絡調整や連携に資することを目的として開催しています。
8	(3)	4-1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	「同行援護」について、令和2年度の見込量に対し、実績が50人以上減少しており、コロナ禍以外の要因があるかどうかの分析は行っているか。	見込量と実績の差については、新型コロナウイルス感染症の影響以外の要因は把握していません。
9	(3)	4-1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	児童施設への入所について、家庭での養育の困難さが強まることで、入所を選択するケースがあるが、その養育困難な理由は、障害児本人の心身の状態だけでなく、家庭の養育力の低さが大きく影響する。児童期に、家庭への支援、助言ができればよいが、その役割を担う機関がない。 また、入所後、保護者の介護力をアップさせる支援、地域移行する際に受け皿となる支援との関わりが不可欠ではないか。入所施設は、すべての人が地域で暮らすための1つの方法として活用されるべきで、そのためには、退所者を目標とするのではなく、「長期間、何もせず、入所が継続される」状況を避けるべきではないか。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
10	(3)	4-1	障害児支援の提供体制の整備	保育所等訪問支援の令和2年度の実績が、見込48回/月、実績62回/月となっており、箇所数は6か所とのこと。実績62回/月について、事業所ごとの実績を教えてください。 「あい・ふあいる」について、これまでの取組みを評価する。しかし、スマホを使う保護者にとって、手書きはハードルが高くなっている。これまで10年間の取組みの評価、今後の方向性を検討する場の設置を希望する。	保育所等訪問支援の実績については月平均となっており、令和2年度の年間実績数は751件となっています。 【事業所毎の実績（令和3年3月分）】 市内事業所（6事業所、59件） ・A事業所6件 ・B事業所6件 ・C事業所6件 ・D事業所7件 ・E事業所26件 ・F事業所8件 市外事業所（4事業所、8件） ・G事業所1件 ・H事業所1件 ・I事業所5件 ・J事業所1件 「あい・ふあいる」については、「あい・さかい・サポーター養成研修」などで支援者向けの活用セミナーを実施しているほか、地域支援特別事業として、保護者・支援者を対象に出前セミナーなどを行い周知と活用を図っています。 「あい・ふあいる」の利用状況を把握するため、学校園や事業所等に対して平成30年度に実施したアンケート調査では、認知度は約9割であったが、作成・利用している方の支援に関わった割合は約5割となっており、活用を進める必要があると考えています。 ご意見のとおり、書くことを負担に感じる方もおられ、十分に活用されていない状況であることから、紙媒体だけでなく、スマートフォンやタブレットなども情報共有でき、より多くの方が利用できる連携ツールとし活用を進めるよう取り組んでいきます。

令和3年度 第1回堺市障害者施策推進協議会（書面開催） 案件（1）～（4）に関するご意見・ご質問について

別紙3

いただいたご意見・ご質問は趣旨を踏まえて要約しており、同趣旨の意見は集約しています。

番号	案件	資料番号	項目	ご意見・ご質問の要旨	市の回答・考え方
11	(3)	4-1	地域生活支援拠点等の整備について	面的整備であれば、5つの機能を有機的に活用しにくいのではないかと考えています。 ②【緊急時の受入れ・対応】、③【体験の機会・場】の実績が低くなっているのではないかと考えています。 また、④のうち、相談支援機能強化事業について、派遣件数が4件となっているが、その要因があれば、教えてほしい。	「緊急時の受入れ・対応」は、介護者の緊急時に介護を受けられなくなる障害者が利用できるものであり、実績数を問うものではないと考えています。 また、「面的整備」「5つの機能を集約し、グループホーム等に付加した多機能拠点整備」いずれの場合でも、必要に応じて各機能を有機的に結び付け、連携していくことが重要であると考えています。 相談支援強化事業については、基幹相談支援センターが地域の事業者と一緒に支援の方向性を考えていくうえで、専門家への相談が必要と思われる場合に利用しています。 なお、令和2年度は、障害基礎年金に関する相談が多く寄せられています。
12	(3)	4-1	地域生活支援拠点等の整備について	平成29年度に開始された緊急時対応事業について、この事業に該当する家族に情報が行き届いているのか。この4年間の評価と、正確な実態調査を希望する。	緊急時対応事業は、介護者と同居している18歳以上で特に支援の必要性が高いと想定される「障害支援区分3以上」の中重度の障害のある方を対象としています。 また、事前に緊急時の対応を希望する法人の短期入所事業所への登録が必要であることから、協力事業所で制度の周知等を行っています。 緊急時対応事業の対象者や事業者数の拡充にあたっては、協力事業所の体制確保に加え、受け入れる短期入所事業としての体制確保も必要となるため、協力事業所や受入れ先である短期入所等関係機関も含めた意見を踏まえ、拡充が可能か慎重に議論し、研究する必要があると考えています。 なお、本市では、「緊急時対応事業」のほか、緊急時に短期入所の利用ができるよう、「障害者（児）短期入所緊急利用」として緊急用ベッドを2床確保しています。
13	(3)	4-1	地域生活支援拠点等の整備について	地域の体制づくりの「中核になる人」を発掘し、そのモチベーションアップを図っていくべきではないかと考えています。ただ、地域の体制づくりの「中核になる人」は、多忙であり、協力が難しいため、協力できるような仕組みに変えていくことが良い。	地域生活支援拠点等は、個々の機能だけではなく、必要に応じて各機能を有機的に結び付け、5つの機能が効果的に連携することが重要と考えています。 地域生活支援拠点等の機能の充実に向けては、地域で中核的な役割を担っていただける方や事業所等の役割が大切であることから、ご意見をふまえ、今後の基盤整備に取り組みます。
14	(4)	4-1	地域生活支援拠点等の整備について	地域生活支援拠点等についても、見込量等を記載することが必要ではないかと考えています。	本市では、既存の事業を有効に活用する面的整備であるため、地域生活支援拠点としての見込量等を記載していません。
15	(3)	4-2	訪問系サービス	訪問系サービスの支給は見込量と同じ水準になっているが、実際はヘルパーを探すことが難しい状況で、他市の事業をあたったり、遠方から来ていただくこともあり、ヘルパーの人材不足を実感している。	障害福祉サービスの担い手である人材の確保は、障害福祉サービスを安定的に提供していくためにも重要であることから、本市では、福祉・介護の仕事に関心のある方と大阪府内の社会福祉施設等との面談の場を提供する合同求人説明会として、「福祉の就職総合フェア」を大阪府や大阪府社会福祉協議会等と共に開催する等、人材確保の支援に努めています。 また、人材の育成や定着を目的とした取組として、サービス提供責任者を対象とした「居宅介護事業者現任者研修」を実施しています。 今後も、質の高い介護人材を安定的に確保し、利用者に対して必要かつ十分な介護が行えるよう、国に対して、適切な人員配置基準の見直しやそれに見合う報酬単価の設定を引き続き働きかけます。
16	(3)	4-2	訪問系サービス	職員のスキルアップの課題について、口頭だけで理解を深めるのは難しいので、サービス提供時にボイスレコーダーを持参するなど、サービスの向上が図れると思う。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
17	(3)	4-2	地域生活支援事業	手話講習会について、実際に当事者の方に同席してもらうなどの経験を重ねることで、学びが深まると思う。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

令和3年度 第1回堺市障害者施策推進協議会（書面開催） 案件（1）～（4）に関するご意見・ご質問について

別紙3

いただいたご意見・ご質問は趣旨を踏まえて要約しており、同趣旨の意見は集約しています。

番号	案件	資料番号	項目	ご意見・ご質問の要旨	市の回答・考え方
18	(3)	4-2	地域生活支援事業	「盲ろう者通訳・介助者派遣事業」について、令和2年度見込量17人に対し、実績が12人となっているが、この減少について、コロナ禍以外の有無を分析しているのか。 また、利用者が少ないことについて、その要因を分析しているのか。	見込量と実績の差については、高齢化に伴う外出機会の減少が一因だと分析しています。 また、盲ろう者通訳・介助者派遣の存在を多くの方に周知していくことも重要であることから、引き続き周知に努めます。
19	(3)	4-2	地域生活支援事業	コロナウイルス感染症による外出自粛要請の結果、移動支援事業や日中一時実績が令和2年度は減少しているが、これらのサービスを利用しなかったことにより、ご本人やご家族にとって問題になったこと、新たに取組む必要があることなどはなかったのか。	令和2年度の移動支援の利用について、対前年度比で人数は約9%、時間は約27%減少しています。 事業所からは、外出先を遠方から近場へ変更し、利用時間を短縮するなど、新型コロナウイルス感染拡大防止のための工夫を聞いており、1人あたりの利用時間が減っていると想定しています。 利用自粛や短時間利用により、本人や家族等の負担が増えていることが課題と認識しており、利用者の生活状況等をふまえた上で、本市がサービス利用が必要と判断した場合には、居宅等での支援を認めています。 また、日中一時支援についても、外出自粛等が影響し、利用が減っていると考えており、移動支援と同様に本人や家族等の負担が増えていることが課題と認識しています。
20	(3)	4-2	障害児サービス	毎年、障害児通所サービスが増加するのか、利用数が増加するのか。その理由を分析する必要があるのではないかと。その分析のもと、「障害児相談支援」のビジョンを描くこと必要ではないかと。今後、専門的に障害児相談支援に関する施策を検討する場を設けてほしい。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
21	(3)	4-2	障害児サービス	「児童発達支援、放課後等デイサービスについて、サービスの質の確保等を図っていくことが重要」とあるが、具体的な方策を教えてください。	本市では、児童発達支援事業所等に対し、職員の支援技術の向上等を目的として、障害児の発達支援・訓練等に関する助言、指導及び研修等を行う「障害児通所支援事業者育成事業」を実施しています。 また、「あい・さかいサポーター養成事業」では、発達障害など特別な支援を必要とする子どもとその家族に適切な支援を行うことができるよう専門研修を実施し、各機関及び地域において中核となるサポーター及びサポートリーダーを養成しています。
22	(3)	4-2	障害児サービス	障害児相談支援について、今年度の全区の自立支援協議会のテーマが「障害児の相談支援」と聞いている。この点からも、関係機関内で障害児相談支援の基盤拡充に向け、課題共有が進んで来ていると感じている。また、安定した事業運営も課題となっていることであるが、経営基盤の安定が支援員の増加につながると鑑みると、例えば基本相談も報酬項目の対象とするなど、実態に見合った報酬単価の設定を国に働きかけてほしい。	令和3年度の自立支援協議会は、「複合的な課題を抱える家族への支援～その中にいる児童にも焦点をあつて」を共通テーマとして設定し、各区の状況に応じた取組、協議を進めています。 また、令和3年度の障害福祉サービス等報酬改定では、従来評価されていなかった相談支援業務も報酬として評価されるよう見直しが行われていますが、今後も、国に対し、実態を踏まえ、それに見合う報酬単価の設定を引き続き働きかけます。
23	(3)	4-2	発達障害者等に対する支援	放課後等デイサービスについて、事業所においてサービスの質に大きな差があるように感じる。発達障害への知識向上のためのスタッフ向けのセミナー等が必要ではないかと。 また、就学前には支援を受けているにもかかわらず、入学後は支援級に入れず、小学校、支援学校等と連携できるシステムの構築が必要ではないかと。	本市では、児童発達支援事業所等に対し、職員の支援技術の向上等を目的として、障害児の発達支援・訓練等に関する助言、指導及び研修等を行う「障害児通所支援事業者育成事業」を実施しています。 また、「あい・さかいサポーター養成事業」では、発達障害など特別な支援を必要とする子どもとその家族に適切な支援を行うことができるよう専門研修を実施し、各機関及び地域において中核となるサポーター及びサポートリーダーを養成しています。 さらに、「発達障害支援センター」では、支援者となる事業者のスタッフを対象とした発達障害に関する講座や勉強会等を実施しています。 そのほか、令和3年度通所支援の報酬改定では、サービス終了前後に他機関へのつなぎのための相談支援業務を評価できるよう、障害児相談支援に「保育・教育等移行支援加算」が創設されています。

令和3年度 第1回堺市障害者施策推進協議会（書面開催） 案件（1）～（4）に関するご意見・ご質問について

別紙3

いただいたご意見・ご質問は趣旨を踏まえて要約しており、同趣旨の意見は集約しています。

番号	案件	資料番号	項目	ご意見・ご質問の要旨	市の回答・考え方
24	(3)	4-2	障害福祉サービス等の進捗状況に係るコロナ禍の影響	現状と課題にて、「コロナによる利用減」「コロナによる在宅対応」などと示されているが、参考資料として、これまでに市が実施した、あるいは市が実施している、障害福祉サービス事業所等への支援策等の一覧を提供してほしい。	別紙資料①を参照してください。
25	(4)	参考冊子	堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例	平成29年4月「堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」が施行されたことを、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に入れてほしかった。	「堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」の施行については記載していませんが、【今後の方策】に、本条例に基づく取組として、「意思疎通支援事業については、「市民向け手話講習会」を全7区で開催することにより、手話の普及を図ります。」と記載しています。今後も、本条例の推進に努めます。
26	(4)	参考冊子	日中活動系サービス、療養介護、短期入所について	「緊急時対応事業」について、「活用」ではなく、「利用者の拡大」を図っていくべきではないか。	対象者の拡充等も含め、「活用」と表現しています。 なお、「緊急時対応事業」の対象者や事業者数の拡充にあたっては、協力事業所の体制確保に加え、受け入れる短期入所事業としての体制確保も必要となることから、協力事業所や受入れ先である短期入所等関係機関も含めた意見をふまえ、研究していく必要があると考えています。
27	(4)	参考冊子	居住系サービスについて	「日中サービス支援型共同生活援助」の内容の記載が必要ではないか。	「日中サービス支援型共同生活援助」は、共同生活援助（グループホーム）の種類の1つであるため、記載していません。
28	(4)	参考冊子	相談支援等について	令和5年度中におおむね80%が計画作成しているとあるが、令和5年度の見込量4280人（人/月）は整合が取れているのか。	令和5年度に障害福祉サービス支給決定者のおおむね80%が計画作成している状況をめざすものとして見込量を設定しています。
29	(4)	参考冊子	施設入所支援について	施設入所支援について、市外の施設に頼る状況が続いており、堺市の街で暮らせる支援体制の充実をめざしていただきたい。	障害者が住み慣れた地域で主体的に暮らせる地域づくりをめざし、国と大阪府は第6期障害福祉計画において、地域生活への移行を推進する観点から、施設入所者数の削減を成果目標として設定しています。 本市も「障害者が住み慣れた地域で、主体的に、共生、協働のもと、生き活きと輝いて暮らせる社会の実現」を基本理念として掲げ、障害者の暮らしの場として、グループホームの整備促進と機能強化を行っています。
30	(4)	参考冊子	事業者への支援等について	福祉従事者へのワクチン接種や事業所の感染防止対策の徹底等、サービスの休止や当事者の活動ができるだけ制限されないよう、事業者への支援等をお願いしたい。	障害福祉サービス事業所等は、障害者の生活を支える上で欠かせないものであることから、感染拡大防止として障害福祉サービス事業所等に対して、マスクや手指消毒液などの衛生用品や感染防止マニュアルを配布しました。 また、新型コロナウイルスワクチン接種についても、入所施設等の従業者が先行して接種できる仕組みを構築しました。
31	(4)	参考冊子	職員の確保及び育成について	各種サービスに従事する職員の確保及び適切な支援を行える職員の育成が課題であることから、研修等の目標設定や評価をさらに見える化してほしい。	障害福祉サービスの担い手である人材の確保は、障害福祉サービスを安定的に提供していくためにも重要であることから、本市では、福祉・介護の仕事に関心のある方と大阪府内の社会福祉施設等との面談の場を提供する合同求人説明会として、「福祉の就職総合フェア」を大阪府や大阪府社会福祉協議会等と共に開催する等、人材確保の支援に努めているところです。 また、新任の相談支援専門員に対し「新任相談支援専門員のための連続勉強会（相談支援サポート事業）」を実施するほか、障害福祉サービス事業者に対し、障害者虐待防止研修会を実施しています。 さらには、サービス提供責任者を対象とした「居宅介護事業者現任者研修」やグループホームの運営を担うサービス管理責任者等を対象とした障害のある方を講師に意見交換等を行う「グループホーム事業者研修」を実施する等、人材の育成や定着を目的とした取組を行っています。

令和3年度 第1回堺市障害者施策推進協議会（書面開催） 案件（1）～（4）に関するご意見・ご質問について

別紙3

いただいたご意見・ご質問は趣旨を踏まえて要約しており、同趣旨の意見は集約しています。

番号	案件	資料番号	項目	ご意見・ご質問の要旨	市の回答・考え方
32	(4)	参考冊子	職員の確保及び育成について	事業者に直接お願いすべきであるが、訪問系サービスについて、スキルの向上を図ってほしい。	本市では、事業者のスキル向上を目的に、サービス提供責任者を対象とした「居宅介護事業者現任者研修」を毎年テーマを変えながら行っています。
33	その他	参考資料2	会議の開催方法について	リモート会議での開催を検討してほしい。その環境がない委員、パソコンを使いこなせない委員も参加できるようにも考えてほしい。コロナ感染防止対策の一環としてご検討してほしい。	新型コロナウイルス感染症の感染防止対策もふまえ、全ての委員が参加しやすい開催方法を検討していきます。
34	その他	参考資料2	会議規則について	会議規則について、原則公開となっているが、非公開となるのは、個人が特定される場合などが想定されるとの理解で良いか。 また、「会議で知り得た秘密」についても、個人的な事例等と理解しているが、それで良いか。	本協議会は、原則公開としています。ただし、堺市障害者施策推進協議会規則で、会長は、会議の内容に個人に関する情報等が含まれると認めた場合、又は出席委員の過半数の同意があるときは、会議の全部又は一部を非公開にできると定めています。 また、「秘密」とは、一般に知られていない事実であって、かつ、知られていないことにつき利益があると客観的に認められるものとされています。 委員のご意見のとおり、「会議で知り得た秘密」については、会議で知り得た全ての秘密であり、個人の利益を著しく侵害する事項、事前に内容を漏らすことが会議の遂行を阻害することなどが考えられます。
● その他ご意見					
35	全般	-	全般	計画の進捗状況について、その理由が説明されており、よく理解できた。	
36	(3)	4-1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	退所理由に、「死亡」を別項目として明記されるようになったでの良かった。	
37	(3)	4-1	障害児支援の提供体制の整備等	医療的ケア児等コーディネーターの養成研修が堺市の事業になり、受講者どうしがつながりやすくなったことが大きな利点と考えます。 ケアを要する児、保護者、家族が安心して、ライフサイクルに応じた家庭生活が送れるように、こどもリハビリテーションセンターとしても情報発信に努め、積極的に他機関と連携を行うなど、地域支援のネットワーク構築に尽力していきたいです。	